

2 医国第 55477 号  
令和 2 年 12 月 28 日

一般社団法人 香川県臨床検査技師会  
会長 荒井 健 様

香川県健康福祉部医務国保課長  
( 公 印 省 略 )

#### 厚生労働省からの通知について

日頃から本県の医療行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、厚生労働省より下記の通知が発出されましたので、お知らせします。

なお、通知は、県ホームページ内【通知・事務連絡】の欄にも掲載しております。

#### 記

「臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令について」

#### <参考>

##### ・通知の内容について

県ホームページのホーム > 組織から探す > 医務国保課 > 医療機関向け医療情報 > 医療機関向け情報 > 通知・事務連絡

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/imu/iryoukikan/iryoukikan/sub1.html>

##### ・薬事関係の通知について

別途、下記のページに掲載されていることをお知らせします。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/yakumukansen/yakumu/yakujinotice/kfvn.html>

医政発 1223 第 10 号  
令和 2 年 12 月 23 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
(公印省略)

### 臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）

臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 366 号。以下「本政令」という。）については、別紙 1、2 のとおり令和 2 年 12 月 23 日に公布されました。

改正の内容は下記の通りですので、貴職におかれましては、これを御了知いただきとともに、貴管内の市町村（特別区を含む。）、保健所、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

#### 記

##### 第一 改正の概要

臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 226 号。以下「令」という。）第 18 号第 3 号に定める臨床検査技師国家試験の受験資格について、第 3 号と第 4 号に分けた上で、第 3 号については、現行の第 3 号のイ、ロ及びホに掲げる者であって、大学又は臨床検査技師養成所において検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めたものと規定するとともに、第 4 号については、大学において、検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めて卒業したものと規定したこと。

##### 第二 施行期日

###### 1 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

###### 2 経過措置

本政令の施行時点で既に改正前の令第 18 条第 3 号に規定する受験資格を

満たしている者について、本政令の施行後も受験資格を認めることとしたこと。

また、本政令の施行時点では改正前の令第18条第3号に規定する受験資格を満たしていないが、臨床検査技師養成所等に在学はしており、本政令の施行後に改正前の令第18条第3号に規定する受験資格を満たした者（同日以後に養成所等に入学し、当該養成所等において、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目で、厚生労働大臣の指定するものを修めた者を除く。）について、本政令の施行後も受験資格を認めることとしたこと。

以上



(号外) 独立行政法人国立印刷局

1 令和2年12月23日 水曜日 官報

九 八 七 六 五 四 三 二 一	〔政令〕	
	〔府令〕	〔省令〕
	〔内閣府・農林水産・厚生労働・経済産業〕	〔内閣府・財務・経済産業〕
	〔内閣府・農林水産・厚生労働・文部科学・農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令 (内閣府令 (内閣府七五))	〔内閣府・農林水産・厚生労働・経済産業〕
	〔府令・省令〕	〔省令〕
	〔内閣府・農林水産・厚生労働・文部科学・農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令 (内閣府令 (内閣府七五))	〔内閣府・農林水産・厚生労働・経済産業〕
〔省令〕		
○特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の期間を定める政令(三六五)		
○臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (三六六)		
○押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令 (三六七)		
○生活保護法施行令の一部を改正する政令 (三六八)		
○年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (三六九)		
○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則の一部を改正する命令 (内閣府・財務・経済産業)		
○公有地の拡大の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同二二一)		
○独立行政法人造幣局に関する省令及び独立行政法人造幣局に関する省令及		
○日本郵政株式会社法施行規則及び日本郵便株式会社法施行規則の一部を改正する省令 (総務二二一)		
○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令 (内閣府・財務・経済産業)		
○電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令 (同二二一)		
○保険契約者等の保護のための特別の措置に関する命令の一部を改正する命令 (内閣府・財務五)		
○中小企業等経営強化法第三十一条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する命令 (内閣府・農林水産一七)		
○独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律の施行に伴う旧年金給付等に関する経過措置に関する省令第十五条规定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する等の省令 (財務八七)		
○国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則及び国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (内閣府・国土交通九)		
○住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令 (同三)		
○不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令 (同一〇)		
○指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令の一部を改正する命令 (同二一)		
○加入者保護信託に関する命令の一部を改正する命令 (同二四)		
本日公表された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。		

3 令和 2 年 12 月 23 日

官 報

4 造幣局債券の債券の発行について、造幣局債券の債券を発行する旨の定めがある造幣局債券を発行した日以後遅延なく、当該造幣局債券に係る債券を発行しなければならないこととした。(第一四条関係)	5 造幣局債券の債券の記載事項について定めたこととした。(第一五条関係)
6 造幣局債券の債券の喪失について、公示催告手続によって国立印刷局債券の債券を無効とすることができる」とともに、当該国立印刷局債券の債券を喪失した者は、除権決定を得た後でなければ再発行を請求することができない」とを定める」ととした。(第六条関係)	7 造幣局債券の債券の記載事項について定めたこととした。(第一五条関係)
8 会社法第六八七条、第六八九条、第六九二条及び第七〇一条の規定は、造幣局債券について準用するとともに、同法第六八七条、第六八九条及び第六九二条中「社債券」とあるのは、「債券」と読み替えるものとした。(第一九条関係)	9 この政令は、令和三年一月一日から施行することとした。
9 この政令は、令和三年一月一日から施行することとした。	10 この政令は、令和三年一月一日から施行することとした。
1 独立行政法人国立印刷局法施行令の一部改正する政令(政令第三六二号)(財務省)	△押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令(政令第三六二号)(国土交通省)
2 独立行政法人国立印刷局債券(以下「国立印刷局債券」という)の種別については、無記名式とした。(第五条関係)	1 自動車登録令の一部改正関係
3 国立印刷局債券原簿の記載事項、備置き及び閲覧等について定めることとした。(第二二条及び第二三条関係)	△著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の一部を除き、自動車の登録の申請書への署名又は押印を要しないこと等とした。(第一五条、第一七条、第一九条及び第三七条関係)
4 国立印刷局債券の発行について、国立印刷局債券の債券を発行する旨の定めがある閲覧等について定めることとした。(第一二条及び第二二条関係)	2 航空機登録令の一部改正関係
5 国立印刷局債券の債券の発行について、国立印刷局債券を発行した日以後遅延なく、当該国立印刷局債券に係る債券を発行しなければならぬ」ととした。(第一四条関係)	△航空機の登録の申請書への署名押印を要しないこと等とした。(第一二条及び第一三条関係)
6 国立印刷局債券の債券の発行について、国立印刷局債券を発行する旨の定めがある閲覧等について定めることとした。(第一二条及び第二二条関係)	3 寄業群島振興開発特別措置法施行令第一六条第一項
7 国立印刷局債券の債券の発行について、国立印刷局債券を発行した日以後遅延なく、当該国立印刷局債券に係る債券を発行しなければならぬ」ととした。(第一四条関係)	4 行令第八条第一項
8 空港周辺整備債券令第四条第一項	5 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令第二〇一条第一項
9 財形住宅債券令第三条第一項	6 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済法施行令第四十五条第一項
10 民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令第一六条第一項	7 独立行政法人都市再生機構法施行令第二六三条第一項
11 行令第八条第一項	8 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済法施行令第九条第一項
12 行令第八条第一項	9 会社法第六八七条、第六八九条、第六九二条及び第七〇一条の規定は、国立印刷局債券について準用するとともに、同法第六八七条、第六八九条及び第六九二条中「社債券」とあるのは、「債券」と読み替えるものとした。(第一九条関係)
13 行令第八条第一項	10 この政令は、令和三年一月一日から施行することとした。
14 行令第八条第一項	11 この政令は、令和三年一月一日から施行することとした。
15 行令第八条第一項	12 この政令は、令和三年一月一日から施行することとした。
16 行令第八条第一項	13 この政令は、令和三年一月一日から施行することとした。
17 行令第八条第一項	14 この政令は、令和四年四月二八日までとする」ととした。(本則関係)
18 行令第八条第一項	15 この政令は、公布の日から施行する」ととした。
19 行令第八条第一項	16 特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の期間を定める政令(政令第三六五号)(国土交通省)
20 行令第八条第一項	17 特定複合観光施設区域整備法(平成三十一年法律第八〇号)第九条第一項の規定による区域整備計画の認定の申請の期間は、令和三年一〇月一日から令和四年四月二八日までとする」ととした。(本則関係)
21 行令第八条第一項	18 この政令は、公布の日から施行する」ととした。
22 行令第八条第一項	19 麻床検査技師等に関する法律施行令の一部改正する政令(政令第三六六号)(厚生労働省)
23 行令第八条第一項	20 この政令は、公布の日から施行する」ととした。
24 行令第八条第一項	21 麻床検査技師等に関する法律施行令の一部改正する政令(政令第三六六号)(厚生労働省)
25 行令第八条第一項	22 大学において歯医学又は薬学の正規の課程を修めて卒業した者等が修めていなければならぬ科目を検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものとするなど、麻床検査技師国家試験の受験資格について、所要の見直しを行つ」ととした。(第一八条関係)

## 二 施行期日等

- 1 この政令の施行に關し必要な経過措置を定める」ととした。(附則第二項関係)
- 2 この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省政令の一部を改正する政令(政令第三十六号)(厚生労働省)

一 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令の一括改正関係

社会保険の審査請求又は再審査請求に關し、審査請求人又は再審査請求人等に対して押印を求めてくる手続について、当該押印を不要とするとした。(第一条関係)

二 労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令の一部改正関係

労働保険の審査請求又は再審査請求に關し、審査請求人又は再審査請求人等に対して押印を求めてくる手続について、当該押印を不要とするとした。(第二条関係)

三 中小企業退職金共済法施行令、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令、独立行政法人福祉医療機構法施行令、独立行政法人国立病院機構法施行令、独立行政法人労働者健康安全機構法施行令、独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令及び高度専門医療に関する研究等を行う國立研究開発法人に関する法律施行令の一部改正関係

債券の募集に応じようとする者に対して押印を求めてくる手続について、当該押印を不要とするとした。(第三条関係)

四 施行期日

この政令は、令和三年一月一日から施行するとした。

◇生活保護法施行令の一部を改正する政令(政令第三十八号)(厚生労働省)

1 生活保護法第七十五条第一項第三号及び第四号に規定する国の負担の算出の基礎となる額に、同法第五十五条の八第一項に規定する被保険者老健

## 三 廉管理支援事業の実施に要する費用を追加するとともに、同法第七十三条及び第七十五条(第一項の文)及び第四号を除くに規定する都道府県

又は国の負担及び補助の算出に当たり、市町村又は都道府県の収入の額のつと同事業に係るものを控除することとした。(第一〇条関係)

2 この政令は、令和三年一月一日から施行することとした。

◇年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一括の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(政令第三十九号)(厚生労働省)

一 國民年金法施行令の一部改正関係(第一条関係)

1 国民年金法第三〇条の四の規定による障害基礎年金の支給を停止する場合の所得の額の計算について、地方税法第三十四条第一項第八号の二に規定するひとり親控除を受けた者については当該控除を受けた者につき三五万円控除することとした。

2 国民年金法第九〇条第一項に規定する生徒又は学生であつて政令で定めるものに、中学校(夜間その他特別の時間において授業を行つるものに限る)に在学する生徒を加えることとした。

3 国民年金法第九〇条第一項第三号に規定する政令で定める者は、地方税法に定める障害者、寡婦及びひとり親とすることとした。

4 国民年金の保険料の一部免除等における所得の額の計算について、1に準じた改正を行つこととした。

5 国民年金法附則第九条の三の二第三項に規定する政令で定める数について、保険料納付済期間等の月数の区分に応じてそれぞれ定めることとした。

6 国民年金法附則第九条の三の二第三項に規定する政令で定める数について、保険料納付済期間等の月数の区分に応じてそれぞれ定めることとした。

7 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六〇年法律第三四号)第一条の規定による改正前の国民年金法の規定による障害年金を支給しないこととする要件を、老齢年金又は障害年金若しくは障害基礎年金の支給を受けたことがある夫が死亡したときとするとした。

8 特別会計に關する法律施行令の一部改正関係(第八条関係)

1 所要の経過措置を設けることとした。(附則第二条及び第三条関係)

2 この政令は、一部の規定を除き、令和三年四月一日から施行することとした。

## 三 国民年金法による改定事の改定等に関する政令の一部改正関係(第三条関係)

令和二年度において国民年金法に規定する脱退一時金の額に關する規定を削ることとした。

4 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に關する法律施行令の一部改正関係(第四条関係)

特別障害給付金の支給を制限する場合の所得の額の計算について、一の二に準じた改正を行つこととした。

5 年金生活者支援給付金の支給に關する法律施行令の一部改正関係(第五条関係)

1 障害年金生活者支援給付金及び遺族年金生活者支援給付金を支給する場合の所得の額の計算について、一の二に準じた改正を行つこととした。

2 年金生活者支援給付金の支給要件に該当する者がかゝり、各年の一〇月一日から一二月三一日までの間に認定の請求があつたときは、当該各年の九月三〇日に当該認定の請求があつたものとみなすこととした。

6 確定拠出年金法施行令の一部改正関係(第六条関係)

1 確定拠出年金法附則第三条第一項第三号の政令で定める期間について、一月以上五年以下とすることとした。

7 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に關する政令の一部改正関係(第七条関係)

1 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六〇年法律第三四号)第一条の規定による改正前の国民年金法の規定による障害年金を支給しないこととする要件を、老齢年金又は障害年金若しくは障害基礎年金の支給を受けたことがある夫が死亡したときとするとした。

## 九 施行期日等

1 所要の経過措置を設けることとした。(附則第二条及び第三条関係)

2 この政令は、一部の規定を除き、令和三年四月一日から施行することとした。

## 第一章 経過措置

第五条 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律（以下この条において「改正法」という。）の施行の日前に国立大学法人等（国立大学法人法第二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。附則第二項において同じ。）及び日本司法支援センターが行った著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第七十五条第一項、第七十六条第一項、第七十七条の二第一項及び第七十七条の登録（以下この条及び附則第二項において單に「登録」という。）の申請並びにプログラムの著作物に係る登録に関する同法第七十八条第四項の請求に係る手数料の納付については、改正法第三条の規定による改正後のプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）第二十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 附則

## （施行期日）

この政令は、令和三年一月一日から施行する。

## （国立大学法人法施行令及び総合法律支援法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2 この政令の施行の日前に国立大学法人等及び日本司法支援センターが行った著作権法第六十七条第一項の裁定の申請、同法第七十八条第四項の請求（プログラムの著作物に係る登録に関するものと除く。）及び同法第六十六条のあつせんの申請に係る手数料の納付については、なお従前の例による。

## 文部科学大臣 菅 義偉

## 内閣総理大臣 菅 義偉

特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の期間を定める政令をここに公布する。

御名 御璽  
令和二年十二月二十三日

## 内閣総理大臣 菅 義偉

政令第三百六十五号  
特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の期間を定める政令  
内閣は、特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第九条第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の政令で定める期間は、令和二年十月一日から令和四年四月二十八日までとする。

## 附則

この政令は、公布の日から施行する。

臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令  
内閣は、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号及び第二十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

## 御名 御璽

令和二年十二月二十三日

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令をここに公布す。

御名 御璽  
令和二年十二月二十三日

内閣総理大臣 菅 義偉  
厚生労働大臣 田村 恵久

## 内閣総理大臣 菅 義偉

政令第三百六十七号  
押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令  
内閣は、社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）第五条第一項、法第三十二条第四項において準用する場合を含む）、第十八条及び第四十五条、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第二百一十六号）第九条、第二十三条、第三十九条及び第五十一条、中小企业退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第七十五条の二第七項、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第六十八条第十項、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第二百六十六号）第十七条第六項、独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第二百九十九号）第十八条、第七项、独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第二百七十一号）第十四条第七项、独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）第七十七条第七項、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第一百四十七条第十項並びに高度専門医療に関する研究を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第二十一条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣総理大臣 菅 義偉

## 政令第三百六十六号

臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令  
内閣は、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号及び第二十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

四 第十八条第三号中「前号」を「前二号」に、「生理学的検査」を「検査」に改め、ハ及びニを削り、本をハとし、同条に次の二号を加える。  
四 学校教育法に基づく大学（同法に基づく短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において法第二条に規定する検査並びに法第十二条に規定する採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めて卒業した者（前二号に掲げる者を除く。）

## 附則

## （施行期日）

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

## （経過措置）

2 次の各号のいずれかに該当する者は、この政令による改正後の臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号又は第四号に掲げる者に該当する者とみなして、臨床検査技師等に関する法律施行令第十五条の規定を適用する。

一 この政令の施行の際現にこの政令による改正前の臨床検査技師等に関する法律施行令（次号に記載する「旧令」という。）第十八条第三号に掲げる者に該当する者

二 この政令の施行の日前に臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第一号に規定する大学又は臨床検査技師等に関する法律第十五条第一号の規定により指定された学校若しくは臨床検査技師養成所（以下「大学等」という。）に在学し、同日以後に旧令第十八条第三号に掲げる者に該当することになった者（同日以後に大学等に入学し、当該大学等において、同号に規定する同法第二条に規定する生理学的検査並びに法第十二条に規定する採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めた者を除く。）

## 臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二十六号) (抄)

(傍線部分は改正部分)

## 改 正 案

## 現 行

## (受験資格)

第十八条 法第十五条第二号の政令で定めるところにより同条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は、次に掲げる者とする。

## 一・二 (略)

## (受験資格)

第十八条 法第十五条第二号の政令で定めるところにより同条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は、次に掲げる者とする。

## 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学において医学又は歯学の正規の課程を修めて卒業した者

## 二 医師若しくは歯科医師(前号に掲げる者を除く。)又は外国で医師免許若しくは歯科医師免許を受けた者

三 次に掲げる者(前二号に掲げる者を除く。)であつて、第一号に規定する大学又は法第十五条第一号の規定により指定された学校若しくは臨床検査技師養成所において法第二条に規定する検査並びに法第十一条に規定する採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めたもの

イ 第一号に規定する大学において獣医学又は薬学の正規の課程を修めて卒業した者

ロ 獣医師又は薬剤師(イに掲げる者を除く。)

(削る)

ハ 学校教育法に基づく大学(同法に基づく短期大学を除く。ニにおいて同じ。)において保健衛生学の正規の課程を修めて卒業した者

た者

(削る)

- ハ 外国の医学校、歯科医学校、獣医学校若しくは薬学校を卒業し  
又は外国で獣医師免許若しくは薬剤師免許を受けた者  
四 学校教育法に基づく大学（同法に基づく短期大学を除く。）又は  
旧大学令に基づく大学において法第二条に規定する検査並びに法第  
十一条に規定する採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の  
指定するものを修めて卒業した者（前三号に掲げる者を除く。）

- 二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において法  
第二条に規定する検査並びに法第  
十一条に規定する検査に關する科目で厚生労働大臣の指定す  
るものを作成して卒業した者（イ及びハに掲げる者を除く。）  
ホ 外国の医学校、歯科医学校、獣医学校若しくは薬学校を卒業し  
又は外国で獣医師免許若しくは薬剤師免許を受けた者  
(新設)